

【令和6年4月1日より】

(税務関係手数料)

特典控除前の金額	記帳代行 (月額) (消費税別)	決算料 (消費税別)
100万円以下		10,000円
100万円超 150万円以下		14,000円
150万円超 200万円以下		18,000円
200万円超 250万円以下		22,000円
250万円超 300万円以下		26,000円
300万円超 350万円以下		30,000円
350万円超 400万円以下		35,000円
400万円超 450万円以下		40,000円
450万円超 500万円以下		45,000円
500万円超		50,000円
記帳機械化	5,000円	記帳代行者の決算料は 通常決算料の半額
消費税申告料 簡易課税		10,000円
本則課税		13,000円
譲渡所得申告		10,000円
贈与所得申告		10,000円

(註)

1. 記帳機械化による代行で領収書等の提出など、特に上記以外の特別な手数を要するもの、時間的負担を要するものは双方が協議の上、個別に決定する。
2. 特典控除前の所得とは、各種引当金・準備金等青色申告特別控除及び白色における専従者控除を差引く前の金額。
3. 会員外は青色・白色ともに34,000円(消費税別)を加算した金額。
4. 2以上の決算書をそれぞれ作成する場合はそれぞれの決算書の特前所得を合算し決算手数料を徴収する。ただし合算する特前所得がマイナスの場合は0とする。

(1) 所得税年末調整事務手数料を下記の通り徴収する。

項 目	金額 (消費税別)
年末調整事務	一人当たり 1,500円

区 分	金額 (消費税別)
システム指導手数料 (システム利用料を含む)	加入料 5,000円/利用開始時 年 額 30,000円/1事業所 I D